

財務委員会規則

- (名称)
- 第 1 条 本委員会は、財務委員会と称する。
- (目的)
- 第 2 条 本委員会は、西日本区の財務問題について協議し、その基盤強化と、より効率的な資金運営をはかることを目的とする。
- (位置)
- 第 3 条 本委員会は、定款施行細則第 15 条第 1 項に基づき常置委員会として設けられる。
- (構成)
- 第 4 条 本委員会は、区会計、直前区会計、次期区会計予定者の 3 名によって構成され、委員長は区会計が務める。
2. 委員が 3 名に満たない場合は、補充の委員を理事が任命する。
- (任期)
- 第 5 条 委員長、委員の任期は当該役職任期とする。
2. 補充として選任される委員の任期は、前任者の残任期とする。
- (委員会の開催)
- 第 6 条 委員長は、第 2 条の目的を達成するため、年度内に 2 回以上の委員会を開催する。
- (付則)
- 第 7 条 この規則に定めのない事項は、本委員会において協議され、理事の承認を得るものとする。
2. この規則は、区役員会の承認を経ることにより改正することができる。
- 2003年 6 月14日

制定

2003年 7 月 1 日

施行

2004年 4 月 4 日

改正

2004年 4 月 5 日

施行
- 2005年11月28日

改正

2005年11月28日

施行

2016年 4 月 9 日

改正

2016年 7 月 1 日

施行